

平成29年度山形県元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業 (トップランナー育成支援事業) 公募要領

山形県元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業(トップランナー育成支援事業)(以下「本事業」という。)の事業計画を公募しますので、この公募要領に定めるもののほか、山形県元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業実施要綱(平成29年3月31日付け農政第1441号。以下「実施要綱」という。)及び山形県元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業実施要領(平成29年3月31日付け農政第1442号。以下「実施要領」という。)に基づき応募してください。

1 事業の目的

多様な農業者が活躍し、農業所得の高い「農業県やまがた」の実現を図るため、「トップランナー」を目指す農業経営体の経営発展の取組みを支援します。

「トップランナー」の定義

地域農業を牽引する競争力の高い経営体であって、主たる経営者1人当たりの農業所得が400万円以上の農家及び農業法人

2 応募の要件

(1) 応募資格

本事業に応募できる者は、トップランナーを目指す農業経営体であって、農業経営改善計画の認定を受けている経営体(認定農業者)又は認定を受ける見込みの経営体です。

また、上記の者に農業機械等をリースする事業を行う農業協同組合等も本事業に応募できます。

(2) 応募要件

本事業に応募しようとする者は、自らの(又はリース先の)農業経営の発展を図る事業計画(計画期間:3年間(平成29~31年度))を策定します。

当該事業計画には計画策定年度から3年目までの各年度における目標を設定するものとし、最終年度の目標が下表の全てを満たすものでなければなりません。

項目	最終年度の目標
販売金額	現状の1.2倍以上、かつ、家族経営体にあつては1,000万円以上、組織経営体にあつては3,000万円以上であること。 (注)現状値は、平成28年度の値によるほか、平成26~28年度の3か年の平均値によることができます。
農業所得	現状の1.3倍以上、かつ、主たる経営者1人当たり400万円以上であること。 (注)現状値は、平成28年度の値によるほか、平成26~28年度の3か年の平均値によることができます。
雇用	1人以上(250人日をもって1人に換算)を創出するものであること。ただし、本事業の実施により労力の縮減を目指す場合にあってはこの限りではありません。

また、当該事業計画の内容は、専門家(※)の助言を受けたもの又は専門家の助言を受けたビジネスプランに沿ったものでなければなりません。ただし、募集期間内に専門家の助言を受けることが困難な場合には、別に定める日までに助

言を受け、その結果を報告することにより代えることができるものとします。

※ 「専門家」とは、一般社団法人山形県農業会議が行うトップランナーを目指す経営体のビジネスプランの策定等を支援するために税理士や中小企業診断士、マーケティングプランナー等の専門家アドバイザーを派遣する事業により派遣される専門家のほか、事業実施主体が普段から相談している税理士やコンサルタント等を指します。

3 補助対象事業

事業計画を採択された者は、事業計画の内容を踏まえた事業実施計画を定めるものとし、当該事業実施計画に定める事業に対し市町村が補助金を交付する場合に、県は市町村に補助金を交付します。

なお、補助の対象となる事業は、以下の要件を全て満たすものに限りです。

- (1) 事業実施計画に基づく事業の実施が、事業計画の目標の実現に直接的に資するものであること。
- (2) 事業計画の目標に照らし、事業実施計画に基づく事業の規模が適切であること。
- (3) 事業実施計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。
- (4) 事業実施計画に基づく事業の事業費が200万円以上であること。
- (5) 事業実施計画に基づく事業の事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な実効価格により算定され、事業の実施により設置する施設等の規模及び構造は、事業の目的に合致するものであること。
- (6) 事業実施計画に基づき導入される施設等が、当該事業実施計画を定めた者又は構成員が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。
- (7) 事業実施計画に基づき導入される施設等は、耐用年数が概ね5年以上であること。
- (8) 事業実施計画に基づく農業機械の導入については、その適正な導入、効率的な利用の確保等を図るため「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和60年4月5日付け60農蚕第1947号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知）の定めるところによるものであること。
- (9) 事業実施計画に基づく農業機械の価格は1台おおむね30万円以上であること。ただし、一体的に使用する機械等は、合算した金額とすることができるものとします。

4 補助金の額

補助金の額は、補助事業に要する経費と補助対象経費上限額とのいずれか低い額の3分の1以内とします。

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費の範囲

補助金の交付の対象となる経費は、事業計画の目標の実現に直接的に必要な事業であって、事業実施計画に基づく事業に要する経費とします。ただし、土地の取得及び賃借に係る経費、人件費及び原則として主たる目的が単に肥育の

用に供する家畜の購入費は対象外とします。また、施設や畜産物等の単なる更新に係る費用も対象外です。

(2) 補助対象経費の上限額

事業実施主体区分	補助対象経費 上限額	(参考) 補助金の上限額
家族経営体（一戸一法人を含む。）	1,500 万円	$\times 1 / 3 = 500$ 万円
組織経営体（新たに組織経営体を 設立する家族経営体を含む。）	2,500 万円	$\times 1 / 3 \doteq 833.3$ 万円

6 応募方法

(1) 募集期間

平成29年4月28日(金)～平成29年5月31日(水)

(注) 市町村の受付期間については、各市町村にお問い合わせください。

(2) 応募に必要な書類

番号	書類
①	事業計画書（実施要領 別記様式第1号）
②	事業実施計画書（実施要領 別記様式第5号）
③	位置図（市町村における実施地区の位置を示した5万分の1の 地図 及び 実施地区における実施（受益）場所を示す字限図等 の図面）
④	添 実施設計書・設計図（見積書・カタログ・工程表 等）
⑤	付 事業実施主体の組織 及び 運営 に関する規約、定款 等
⑥	書 類 （新たに組織経営体を設立する場合には、その構成員の概要が わかる資料も添付してください。）
⑦	収支計画、資金計画
⑧	販売・流通計画
⑨	その他必要な書類
⑩	農業経営改善計画認定書 及び 農業経営改善計画認定申請書の写し
⑪	専門家の助言を受けたビジネスプラン（策定済みの場合に限り。）
⑫	その他、総合支庁が必要と認める書類

(3) 提出先

応募者は、事業を行う地区の市町村の役所・役場に上記(2)の書類を提出してください。

(4) その他

- ① 市町村は、応募のあった事業計画が推薦すべきものであると認める場合には、上記(1)の期間内に上記(2)の提出書類に意見書を添えて、実施要領 別記様式第3号により所管の総合支庁に提出してください。
- ② 必要に応じて、提出書類の内容について問い合わせたり、資料の追加提出を求めたりすることがあります。

7 事業計画の採択

(1) 審査方法

県庁において、事業計画の内容を審査し、予算の範囲内で採択します。

(2) 採否の通知

事業計画の採否については、推薦した市町村長に通知します。
通知を受けた市町村長は、応募者にその旨を通知してください。

8 事業実施計画の承認 及び 補助金交付決定等に必要手続き

事業計画の採択後は、各総合支庁の指示に従い、事業実施計画の提出、補助金の交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。

補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

9 事業実施主体の責務

本事業の実施に当たっては、以下の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、実施要綱、実施要領 及び 山形県元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費補助金交付要綱（平成29年3月31日付け農政第1443号。以下「補助金交付要綱」という。）を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (3) 取得財産のうち規則及びそれぞれの事業において補助金交付要綱に規定するものについては、規則に規定する期間内に知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはなりません。
なお、知事が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- (4) 事業実施主体は、事業計画に定めた年次目標の最終年度までの毎年度、事業計画の成果及び実施状況について、報告書を提出しなければなりません。

10 問い合わせ先

事業の実施に関することについては、下表に掲げる所管課にお問い合わせください。

市町村の受付期間については、各市町村の農林主管課にお問い合わせください。

所管課	所在地	電話番号
村山総合支庁 農業振興課	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1319
置賜総合支庁 農業振興課	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5497
県庁 農業経営・担い手支援課	〒990-8570 山形市松波二丁目8-1	023-630-3088